

障害者控除対象者認定書について

65歳以上の方で「身体の障害または認知症の状態が障害者に準ずると市長が認定した方」には申告することで障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

要介護認定資料の記載内容を確認し認定しますので、長寿介護課へ申請してください。ただし、要介護認定を受けている方でも、障害者控除の対象にならない場合があります。

その他白山市独自のサービスについて

低所得の方やサービス利用額が高額となる方に対して、白山市で独自に設けているサービスがあります。別途申請が必要になりますので、該当と思われる方は、ご相談ください。

①白山市在宅介護サービス利用料助成事業

低所得の要介護・要支援認定者が在宅サービス(短期入所生活介護・短期入所療養介護を除く)を利用した場合、自己負担額の30%を助成します。ただし、高額医療合算介護サービス費の支給を受けた場合は、その額を控除します。

対象者 市民税非課税世帯

②2号被保険者在宅サービス利用助成事業

2号被保険者(40歳～64歳の要介護・要支援認定者)で、在宅サービスの自己負担額が利用限度額を超えた方に対して、超えた部分の1/3を助成します。

なお助成額は、10万円/月を限度とします。ただし、市民税が本人非課税の方に限ります。

③在宅介護支援金支給事業

在宅で生活している要介護3・4・5の方で、介護サービス利用日数が年10日以内の場合に、介護者に対して5,000円/月を支給します。